

人と動物には共通した病気があることを、
あなたのためにも、動物のためにも知っておきましょう

●わが国や外国で実際に発生している主な動物由来感染症

群	動物種	主な感染症	予防のポイント
ペット動物	犬	パストレラ症、皮膚糸状菌症、エキノコックス症、回虫症、狂犬病*1	節度あるふれあい
	猫	猫ひっかき病、トキソプラズマ症、回虫症、Q熱、狂犬病*1、パストレラ症	
	小鳥	オウム病	
	爬虫類	サルモネラ症	
	観賞魚等	サルモネラ症、非定型抗酸菌症	
野生動物	プレーリードッグ	ペスト*1、野兔病	病気について不明なことも多いので、一般家庭での飼育は控えるべき
	リス	ペスト*1、野兔病	
	アライグマ	狂犬病*1、アライグマ回虫症*2	
	コウモリ	狂犬病*1、リッサウイルス感染症*1、ニパウイルス感染症*1、ヘンドラウイルス感染症*1	
	キツネ	エキノコックス症、狂犬病*1	
	サル	Bウイルス病*2、細菌性赤痢、結核	
	野鳥・カラス	オウム病、ウエストナイル熱*1	
	ネズミ	レプトスピラ症、ハンタウイルス肺症候群*1、腎症候性出血熱	
家畜	ウシ、家きんなど	Q熱、クリプトスポリジウム症、腸管出血性大腸菌感染症、鳥インフルエンザ(H5N1)*2	適切な衛生管理

*1:わが国で病原体がいまだ、もしくは長期間発見されていない感染症。*2:わが国では患者発生の報告がない感染症

動物由来感染症には、医学と獣医学の分野が
協力して対応を進めています

なお、このハンドブック作成には「人と動物の共通感染症研究会」(<http://www.hdkkk.net/>)のご協力をいただきました。

お問い合わせは最寄りの保健所へ

ホームページ「動物由来感染症を知っていますか?」
<http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/>

どう ぶつ ゆ らい かん せん しょう
動物由来感染症

ハンドブック 2010

動物から感染する病気があります。
正しい知識を身につけて動物と接しましょう。



- 過度に密接な接触は控えましょう。
- 動物を触ったあとは手を洗いましょう。
- 野生動物の飼育は控えましょう。

厚生労働省 健康局 結核感染症課

動物由来感染症を知っていますか？

動物由来感染症とは

「動物由来感染症」とは動物から人に感染する病気の総称です。人と動物に共通する感染症（Zoonosis:ズーノーシス）は、日本では、「人獣共通感染症」とか「人と動物の共通感染症」とも言われますが、厚生労働省は人の健康問題という視点に立って、「動物由来感染症」という言葉を使っています。世界保健機関（WHO）では、ズーノーシスを「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染（野生動物等では病気にならない場合もある）」と定義しています。なお「動物由来感染症」には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるものなど病原体によって様々なものがあります。

動物由来感染症が問題となる背景

その背景として人間社会の変化と人間の行動の多様化があげられています。例えば、交通手段のめざましい発展による膨大な人と物の移動、人口の都市集中、絶え間ない土地開発と自然環境の変化、先進国では高齢者の増加などの影響や、野生動物のペット化、動物工場のような形態での動物性食品の生産体制への著しい変化等があげられています。そのような中で今まで未知であった感染症が明らかになったり、忘れられていた感染症がその勢いを取り戻しています。人間は多くの生物と共生している事実を忘れないで、幅広い視野に立って感染症の対策を立てていく必要があります。



世界では、たくさんの新しい感染症が見つっています

世界では従来知られていなかったたくさんの新しい感染症（新興感染症）が次々と見つっています。そしてその多くが動物由来感染症であることもわかってきました。それらの中には感染力が強く重症化する傾向があり、有効な治療法がまだ開発されていないものもあります（SARS、エボラ出血熱、マールブルグ病、ハンタウイルス肺症候群など）。動物由来感染症は、これらの新興感染症が見つかる以前に世界保健機関（WHO）で確認されているだけでも150種類以上あります。また、最近問題になっている生物テロ兵器として、炭疽菌、ペスト菌、ウイルス性出血熱のウイルス、野兔病菌などの病原体があげられていますが、これらは動物由来感染症の病原体です。

日本と世界の動物由来感染症

世界中で数多くある動物由来感染症のすべてが日本に存在するわけではありません。日本には寄生虫による疾病を入れても数十種類程度と思われる。このように、日本では動物由来感染症は比較的少ないのですが、世界では多くの動物由来感染症が発生していますので、海外でむやみに野生動物や飼い主不詳の動物に触れることはやめましょう。

日本に動物由来感染症が比較的少ない理由

● 地理的要因（温帯で島国）

日本は全体として温帯に位置しているため、特に熱帯・亜熱帯地域に多い動物由来感染症がほとんどありません。また島国であるため周囲の国々からの感染源となる動物の侵入が限られています。これらの地理的要因のため野生動物由来感染症やベクター（ダニ、蚊等）媒介性の動物由来感染症が比較的少ないと思われる。

● 家畜衛生対策等の徹底

日本では獣医学分野が中心となって家畜衛生対策、狂犬病対策を徹底して行ってきました。その結果、家畜のブルセラ病、牛の結核のようにほとんど見られなくなったものや、狂犬病のように国内から一掃された動物由来感染症があります。

● 衛生観念の強い国民性

日本人は、日常的な衛生観念の強い国民性であるといわれており、手洗いの励行やネズミ対策を行ってきたことなども関係があるかもしれません。

もう少し詳しく動物由来感染症を知りましょう

動物由来感染症の伝播

「病原体が感染してうつることを「伝播」といいます。動物由来感染症における伝播とは病原体が動物から人間にうつるまでのすべての途中経過をあらわします。病原体の伝播は感染源である動物から直接人間にうつる直接伝播と、感染源である動物と人間との間に何らかの媒介物が存在する間接伝播の、大きく二つに分けることができます。さらに間接伝播は感染動物体内の病原体を節足動物など（ベクター）が運んで人間にうつすもの、動物の体から出た病原体が周囲の環境（水や土など）を介して人間にうつるもの、および人間が利用する畜産物などの食品が病原体で汚染されている場合に分けて考えることができます。



動物の各カテゴリーと動物由来感染症との関連

動物を生活環境により分類した場合、それぞれのカテゴリー（群）と動物由来感染症との関連性が見い出せます。

カテゴリー（群）	動物由来感染症との関連
ペット	本来、犬や猫からうつることは少ないが、人と密接にふれあうことで感染することがある。
野生動物	どのような病原体を持っているか不明なことが多い。 重篤な感染症の病原体を持っている可能性がある。
家畜	衛生対策の徹底で予防可能な感染症が多い。
展示動物	人と動物とが触れ合える施設では、不特定多数の人が接触することから、動物由来感染症に配慮した対策が重要。

動物由来感染症の病原体

動物由来感染症の原因となる病原体には、大きいものでは数センチ（時には数メートル）もある寄生虫から電子顕微鏡を用いなければ見ることのできないウイルスまで、様々な病原体があります。また最近では従来の微生物の概念とは異なるプリオンという異常タンパク質までもが動物由来感染症の原因となることが分かっています。

病原体	引き起こされる感染症
ウイルス	狂犬病、日本脳炎、ウイルス性出血熱、ウエストナイル熱
リケッチア・コクシエラ・クラミジア	Q熱、オウム病
細菌	ペスト、サルモネラ症、レプトスピラ症、猫ひっかき病、パストレラ症、ブルセラ症
真菌	皮膚糸状菌症、クリプトコックス症
寄生虫	トキソプラズマ症、アメーバ赤痢、回虫症、エキノコックス症
プリオン	変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)

伝播経路	具体例	動物由来感染症の例
直接伝播	咬まれる なめられる ひっかかれる 排せつ物	狂犬病 パストレラ症 猫ひっかき病 トキソプラズマ症、回虫症、エキノコックス症
間接伝播	ベクター媒介 ダニ 蚊 ノミ ハエ 巻き貝	ダニ媒介性脳炎 日本脳炎、ウエストナイル熱 ペスト 東洋眼虫症 日本住血吸虫症
	環境媒介 水系汚染 土壌汚染	クリプトスポリジウム症、レプトスピラ症 炭疽
	動物性食品媒介 肉 鶏卵 魚肉	腸管出血性大腸菌感染症、E型肝炎 サルモネラ症、カンピロバクター症 アニサキス症

世界ではこんなことが起こっています

ヨーロッパであつたこんな話

サルモネラ症
爬虫類のペットから、乳児が感染して死亡

ネズミチフス菌症
ハリネズミとの接触が原因で感染

ダニ媒介性脳炎
中欧で森林散策した後に、高熱を出して死亡

野兎病
汚染地帯で、野ウサギやダニから感染して発熱

アジアであつたこんな話

レプトスピラ症
洪水後、河で泳いで不明熱、感染源はネズミ由来の細菌

鳥インフルエンザ(H5N1)
鶏での感染がアジア、ヨーロッパ、アフリカなどに拡大し、感染した鳥と濃厚に接触した人が感染し死亡

ニパウイルス感染症
オオコウモリのウイルスが豚に感染した後に、人が豚から感染して脳炎で死亡

狂犬病
犬に咬まれて感染発症し、死亡

デング熱
流行地域に滞在中に蚊に刺されてウイルスに感染し発熱、まれに重篤になることもある

チクングニア熱
流行地域で蚊に刺されることにより感染する。感染地域もアフリカ、南アジアから東南アジアへと拡大している。

日本であつたこんな話

狂犬病
海外で犬に咬まれ感染した人が、日本に帰国して発症後、死亡

オウム病
展示施設の従業員で集団発生

エキノкокクス症
キタキツネの糞で感染して20年後に発症

腸管出血性大菌感染症
ふれあい動物施設に来場した人で集団感染

Q熱、パツツレラ症、猫ひっかき病
犬、猫がふつうに持っている病原体で、過度の密接な接触によって感染

レプトスピラ症
感染ネズミの尿で汚染された池や川で水遊びをして感染し、発熱

サルモネラ症
ペットのミドリガメやイグアナなどの爬虫類から子供が感染し、重症に

アフリカであつたこんな話

エボラ出血熱、マールブルグ病
サルから感染した後に、人から人へ体液で感染

サル痘
人がサルやリスなどの野生動物から感染すると、天然痘に似た症状

クリミア・コンゴ出血熱
動物から人が感染した後に、人から人へ院内感染

ラッサ熱
西アフリカでネズミが媒介する病気患者は毎年30万人

中近東であつたこんな話

ブルセラ症
ウシなどの家畜に触れたり、未殺菌乳を飲んで慢性感染

炭疽
もともと病原菌は土壌に長期生存し、感染した動物から人が感染

オーストラリアであつたこんな話

リッサウイルス感染症、ヘンドラウイルス感染症
コウモリ由来の新たなウイルス感染症により死亡者発生

中南米であつたこんな話

黄熱
サルでの流行が見られる森林地帯で、感染サルを吸血した蚊に刺された人が感染

狂犬病
吸血コウモリに咬まれて感染した人や家畜が発症して死亡まれに、野生のサルも発症

北アメリカであつたこんな話

狂犬病
コウモリから感染して発症後に死亡。まれに、発症したアライグマやスカンクに咬まれて感染

ペスト
野生リス、プレーリードッグが感染源死亡者もいる

ウエストナイル熱
蚊が媒介するウイルス病、カラスの不明死に次いで人での発生

ハンタウイルス肺症候群
致死率の高い呼吸器感染症、野生ネズミが感染源

Bウイルス病
一部のアジア産サルに咬まれ、唾液に潜んでいた致死性ウイルスに感染

サル痘
アフリカから輸入した齧歯類からプレーリードッグに感染し、さらに人へ

こんなことに注意しましょう

日常生活で注意すること

犬の予防注射と登録等

飼い主には狂犬病予防のため法律で飼い犬の登録と飼い犬への狂犬病ワクチン接種、鑑札と注射済票の装着が義務づけられています。ご相談は市町村等の窓口へ。



動物にさわったら、必ず手を洗いましょう

知らないうちに動物の唾液や粘液にふれたり、傷口などにさわってしまうこともあるので、動物に触ったら必ず手を洗いましょう。動物には病気を起こさなくても人には病気を起こす病原体があります。



過剰なふれあいは控えましょう

細菌やウイルスなどが動物の口の中やつめにいる場合があるので、口移しでエサを与えたり、スプーンや箸の共用はやめましょう。動物を布団に入れて寝ることも、濃厚に接触することになるので要注意です。



動物の身の回りは清潔にしましょう

飼っている動物はブラッシング、つめ切りなど、こまめに手入れをして清潔にしておきましょう。小屋や鳥かごなどはよく掃除をして清潔に保ちましょう。タオルや敷物、水槽などは細菌が増殖しやすいのでこまめな洗浄が必要です。

糞尿は速やかに処理しましょう

糞が乾燥すると空気中に漂い、吸い込みやすくなります。糞尿に直接ふれたり吸い込んだりしないよう気をつけ、早く処理しましょう。

砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

動物が排泄つを行いやすい砂場や公園は注意が必要です。特に子どもの砂遊び、ガーデニングで草むしりや土いじりをした後は、十分に手を洗いましょう。また、糞を見つけたら速やかに処理しましょう。



室内で鳥を飼育するときは換気を心がけましょう

羽毛や乾燥した排泄物、塵埃などが室内に充満しやすくなります。室内の清掃のほか、定期的に換気に努めましょう。



野生動物の家庭での飼育や野外での接触はさけましょう

野生動物はどのような病原体を保有しているか分かりません。動物由来感染症予防のため、また動物資源保護の観点からも、野生動物の飼育を避けましょう。

個人の対応・国の対応

早めに医療機関を受診しましょう

体に不調を感じたら、早めに受診を!

動物由来感染症に感染しても、かぜやインフルエンザ、ありふれた皮膚病などに似た症状がでる場合が多く、病気の発見が遅れがちです。特に小さい子供や高齢者は一旦発病すると重症化しやすいので要注意です。医療機関を受診する際は、ペットの飼育状態や動物との接触状況についても医師に話しましょう。

●関係法規に基づく動物対策の概要

法律名	対象動物	対象疾病	主な措置
感染症法(注1)	サル	エボラ出血熱、マールブルグ病	輸入禁止地域の指定、ペットとしての輸入禁止、輸入検疫、発生時の届出
		細菌性赤痢、結核	発生時の届出
	プレーリードッグ	ペスト	輸入禁止、発生時の届出
	イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	コウモリ	狂犬病、ニパウイルス感染症、リッサウイルス感染症	輸入禁止
	ヤワゲネズミ	ラッサ熱	輸入届出
	哺乳類、鳥類(家畜や家きんを除く)	動物ごとに定められる疾病(注2)	
	犬	エキノコックス症	
	鳥類	ウエストナイル熱、鳥インフルエンザ(H5N1)	
	齧歯類、昆虫類及び人の感染源となる動物	人の感染源となる動物	1~4類感染症(注3)
感染症全般			疫学調査(関係者の協力の上)
狂犬病予防法	犬、猫、キツネ、スカンク、アライグマ	狂犬病	輸出入検疫、犬の登録、ワクチン注射発生時の届出、隔離命令等
検疫法	齧歯類、昆虫類	検疫感染症(注4)	検疫区域内での疫学調査、駆除

(注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律。(注2) 12ページを参照。(注3) 11ページを参照。(注4) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱、痘瘡(天然痘)、新型インフルエンザ等感染症、デング熱、鳥インフルエンザ、マラリア。検疫感染症に準ずる感染症:ウエストナイル熱、腎臓慢性出血熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群。

ペットの健康状態に注意しましょう

動物(ペット)も定期検診で病気の早期発見を!

動物由来感染症の病原体に感染しても動物は軽い症状で終わったり、無症状なことがあるため、知らないうちに飼い主が感染してしまう場合があります。ペットに定期検診を受けさせるなど、日常の健康管理に注意し、病気を早めに見つけましょう。またペットが病気と診断された場合、人にうつる可能性があるか否かを獣医師に確認しましょう。

かかりつけの動物病院で相談!

ペットのかかりつけ動物病院を持ち、相談できる関係づくりが大切です。飼い方、病気の予防やワクチン接種などの相談ができると安心です。まず自分の身近な動物から感染の恐れのある感染症について、知識を持つことが大切です。



●関係法規に基づく行政、国民、医師、獣医師等の役割

	感染症法	狂犬病予防法
国	正しい知識の普及、情報の収集・分析・提供、研究推進、検査能力向上、人材育成、医薬品の研究開発検査体制整備、国際的な連携、適切な医療の提供と人権の尊重等	通常時の自治体への技術的指導・助言および発生時の指示等
自治体	正しい知識の普及、情報の収集・分析・提供、研究推進、検査能力向上、人材育成、適切な医療の提供と人権の尊重等	犬の管理(登録、予防注射、抑留)の事務、発生時の事務
国民	正しい知識の取得、予防への注意、患者の人権に配慮	飼い犬の登録、予防注射の義務等
医師等	国・自治体への協力、予防に寄与、患者人権に配慮、発生時の届出等	
獣医師等	国・自治体への協力、予防に寄与、発生時の届出	発生時の届出、狂犬病予防員への協力等
動物等取扱業者	正しい知識の取得、衛生管理に努める	飼い犬の登録等への協力

感染症法[※]による動物由来感染症対策

感染症法では、病原体の感染力や病にかかった場合の重症度などに基づいて、総合的な観点から、感染症を危険性が高い順に1～5類感染症に分類しています。また、感染症の発生を早期に、正確に把握するため、患者を診断した医師や感染・発症した動物を診断した獣医師は保健所への届出が義務付けられています。

主な感染症の種類と発生の把握

医師の届出

患者を診断した医師は、感染症の種類に応じて以下の期日以内に保健所に届け出ることが義務づけられています。(法第12条)

■ 診断後直ちに届出

- 1類感染症** 原則入院、消毒等の対物措置（動物対策を含む）
 - エボラ出血熱 ● クリミア・コンゴ出血熱 ● 南米出血熱 ● ペスト
 - マールブルグ病 ● ラッサ熱
- 2類感染症** 状況に応じて入院、消毒等の対物措置（動物対策を含む）
 - 結核 ● 重症急性呼吸器症候群 (SARS) ● 鳥インフルエンザ (H5N1)
- 3類感染症** 特定職種への就業制限、消毒等の対物措置（動物対策を含む）
 - 細菌性赤痢 ● 腸管出血性大腸菌感染症
- 4類感染症** 動物、飲食物を介しての感染が多い。消毒、廃棄などの対物措置
 - E型肝炎 ● ウエストナイル熱 ● エキノコックス症 ● 黄熱 ● オムスク出血熱 ● オウム病
 - 回帰熱 ● キャサナル森林病 ● Q熱 ● 狂犬病 ● サル痘 ● 腎症候性出血熱 ● 西部ウマ脳炎
 - ダニ媒介脳炎 ● 炭疽 ● つつが虫病 ● デング熱 ● 東部ウマ脳炎 ● 鳥インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) ● ニパウイルス感染症 ● 日本紅斑熱 ● 日本脳炎
 - ハンタウイルス肺症候群 ● Bウイルス病 ● 鼻疽 ● プルセラ症 ● ベネズエラウマ脳炎
 - ヘンドラウイルス感染症 ● 発しんチフス ● ポツリヌス症 ● マラリア ● 野兔病 ● ライム病
 - リッサウイルス感染症 ● リフトバレー熱 ● 類鼻疽 ● レプトスピラ症 ● ロッキー山紅斑熱

■ 診断後7日以内に届出

- 5類感染症** 発生情報の収集分析と結果の公表によって発生拡大を防止
 - アメーバ赤痢 ● クリプトスポリジウム ● ジアルジア症

獣医師の届出

日本で発生した場合に重大な影響が予想される感染症や人の感染予防に注意が必要な感染症として規定される感染症にかかった動物を診断した獣医師は、保健所へ届け出ることが義務付けられています。(法第13条)

■ 診断後直ちに届出

エボラ出血熱のサル、マールブルグ病のサル、ペストのプレーリードッグ、重症急性呼吸器症候群のイタチアナグマ・タヌキ・ハクビシン、結核のサル、鳥インフルエンザ(H5N1)の鳥類、細菌性赤痢のサル、ウエストナイル熱の鳥類、エキノコックス症の犬

動物の輸入規制、輸入手続き

我が国には、家畜、ペット、実験動物、展示動物などたくさんの動物が世界各国から輸入されています。輸入される動物を原因とする感染症の発生を防止するため、感染症法では、我が国に持ち込まれる動物(家畜等を除く)に対して、輸入の禁止、検疫、届出といった規制が講じられています。

輸入禁止

人へ^{しゅうとく}重篤な感染症を感染させるおそれがあるため、日本への輸入が禁止されています。

動物	コウモリ、プレーリードッグ、ヤワゲネズミ、イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン、サル ^(※)	すべての地域で輸入禁止
----	--	-------------

※サルは、試験・研究・展示用に限り、一部の地域から輸入可能。(輸入検疫を実施)

輸入届出

輸入動物によって動物由来感染症が侵入する危険性を低減させるとともに、国内への動物の輸入状況を的確に把握するため、平成17年9月に動物の輸入届出制度が導入されました。

家畜や犬猫、輸入禁止動物以外の哺乳類(一部は死体を含む)、鳥類を輸入する場合には、動物ごとに決められている疾病について輸出国政府が発行する衛生証明書が必要です。

■ 手続きの概要

届出対象動物(生きた哺乳類及び鳥類、齧歯目の死体、一部うさぎ目の死体)を輸入する方は、輸入の都度、下の表の対象疾病に関する輸出国政府の衛生証明書や関係書類を添えて、動物の種類や数量等を輸入する空港の検疫所に届け出て、検疫所による確認を受ける必要があります

※動物の輸入届出制度の対象は販売用や展示用に限らず、個人で飼われているペットなどもすべて対象となっています。ハムスター、リス、インコ、オウムなどを持ち帰る際には注意しましょう。

■ 詳しい内容は、厚生労働のホームページに掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou12/index.html>

■ 輸入届出の対象動物と動物ごとに定められている感染症

	対象	対象疾病
生きた陸生哺乳類	齧歯目に属する動物	ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病、レプトスピラ症
	ウサギ目(ナキウサギ科)に属する動物	野兔病、狂犬病
	その他の哺乳類	狂犬病
哺乳類の死体	齧歯目に属する動物の死体	ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病、レプトスピラ症
	ウサギ目(ナキウサギ科)に属する動物の死体	野兔病
鳥類に属する動物		ウエストナイル熱、高病原性鳥インフルエンザ

※輸入が禁止されている動物(コウモリ、プレーリードッグ等)、検疫が行われている動物(犬猫等、家畜)は本制度の対象ではありません。

動物由来感染症の種類①

狂犬病

■ 病気の特徴(症状)

通常1~3カ月の潜伏期間の後に発症。初期はかぜに似た症状で、咬まれた部位に知覚異常が見られる。不安感、恐水症、興奮、麻痺、錯乱などの神経症状が現れ、数日後に呼吸麻痺で死亡する。発症してしまうと100%死亡する。

■ 感染経路・感染状況

感染した犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンク、コウモリなどに咬まれるなど唾液中のウイルスとの接触により感染する。日本では1957年以降国内の動物での発生はないが、近年、海外で犬に咬まれて感染した方が帰国後に発症して死亡するという例が確認されている。世界のほとんどの地域で発生しており、狂犬病による死者は年間3~5万人といわれている。特にアジアとアフリカでの発生が多い。

■ 予防

- 万一の発生時に備え、日本では飼い犬に、年1回必ず狂犬病ワクチンを受けさせる(4~6月)。
- 飼い犬は市町村窓口で登録する(犬の取得時に1回)。
- 犬、猫、アライグマ、キツネ及びスカンクを輸出入する場合は必ず検疫を受けさせる。
- 海外ではむやみに動物に手を出さない。
- 渡航先で狂犬病のおそれのある犬等に咬まれたら、すぐに傷口を石けんときれいな水でよく洗い、すみやかに医療機関ですぐに傷の処置と治療、狂犬病ワクチンなどを接種する。



鳥インフルエンザ

■ 病気の特徴(症状)

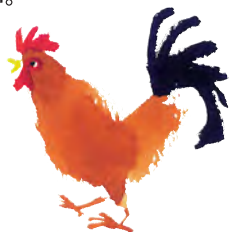
鶏、七面鳥、ウズラ等が高病原性の鳥インフルエンザウイルスに感染すると、全身症状を示して死亡する。特にH5N1亜型はアジア・アフリカ等に拡大しており、感染した鳥や死亡した鳥と接触した人が感染する事例も報告されている。症状の多くは発熱、呼吸器症状(肺炎)であるが、多臓器不全に至る場合もある。

■ 感染経路・感染状況

人は、感染した鳥やその排泄物、死体、臓器などに濃厚に接触することによってまれに感染することがある。日本では発症した人は確認されていない。

■ 予防

- 鳥インフルエンザの流行地域で病気の鳥や死んだ鳥にむやみに近づかない、触らない。
- 国内の鳥で発生があった場合には、防疫作業に従事する者等は徹底した感染防御と健康管理を行う。



エボラ出血熱

■ 病気の特徴(症状)

発症は突発的で、初期は重いインフルエンザのような症状。高熱とともに、眼結膜炎、咽頭痛、筋肉痛、頭痛など。次いで胸・腹部痛および出血(下血・吐血)。死亡者の90%以上は消化管出血を示す。サル(カニクイザル、アフリカミドリザル)では、元気消失、沈うつ、出血、肝機能障害などの症状が現れ、6~10日で100%死亡。

■ 感染経路・感染状況

自然界でウイルスを保有する動物はコウモリであり、人へはサルとの接触で感染した例がある。人から人へは、汚染注射針の頻回使用、医療・介護現場での手袋・マスクなどの基本的防具の不足などによる。空気感染はなく、主な感染源となるのは患者の血液、分泌物、排泄物、唾液などの飛沫とされている。

■ 予防

- アフリカなど流行地ではサルとの接触をさける。
- サル類の輸入については必ず検疫を受ける。(ペット用の輸入は禁止されている。)



ペスト

■ 病気の特徴(症状)

腺ペスト、敗血症ペスト、肺ペストに大別され、ヒトのペストの80~90%は腺ペストである。腺ペストの場合は急激な発熱(38℃以上)等と全身状態の悪化、リンパ節の腫張などが起こる。腺ペストから敗血症ペスト、肺ペストに移行すると致死率が高くなる。適切な抗菌薬(ストレプトマイシン等)による治療を行わないと予後不良。

■ 感染経路・感染状況

多くが病原体保有ノミに刺されることによるが、感染動物(プレーリードッグなどの野生齧歯類等)の体液に触れたり、まれに菌の吸入によっても起こる。日本では1926年以来発生はないが、南北アメリカ、アフリカ、アジア、インドで地方病的に存在し、世界的には1990年以降患者は増加している。

■ 予防

- 発生地では野生齧歯類等の感染動物との接触に注意。



動物由来感染症の種類②

エキノコックス症(多包糸虫症)

■ 病気の特徴(症状)

虫卵が口から入ることで感染し、虫卵は腸の中で幼虫になり、その後肝臓に寄生する。感染後、数年から数十年ほどたって自覚症状が現れる。初期には上腹部の不快感・膨満感の症状でさらに進行すると肝機能障害を起こす。

■ 感染経路・感染状況

日本では、北海道のキタキツネが主な感染源で、糞中に病原体であるエキノコックスの虫卵を排出する。北海道で放し飼いをしている犬もキタキツネ同様に感染源となる。人はエキノコックスの虫卵が手指や、食物や水などを通して口から入ることで感染する。人は血清等で検査可能であるが、治療方法は外科手術となる。犬は糞で検査可能。

■ 予防

- キタキツネなどとの接触をできるだけ避け、外出後は手をよく洗う。
- キツネを人家に近づけないよう、生ゴミ等を放置せず、エサを与えたりしない。
- 沢や川の生水は煮沸してから飲むようにする。
- 山菜や野菜、果物などもよく洗ってから食べる。
- 犬も感染した野ネズミを食べて感染するため、放し飼いをしない。



■ 病気の特徴(症状)

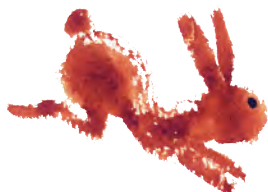
ほとんどが感染3日目をピークとした感染7日以内の潜伏期間の後に、突然の発熱(38℃以上)、悪寒、戦慄、頭痛、筋肉痛など感冒様の症状がみられる。その後弛緩熱となり長く続く。大多数では腋窩などのリンパ節の腫脹が認められる。病態によりリンパ節型、潰瘍リンパ節型、チフス型に分類される。

■ 感染経路・感染状況

多くは野ウサギとの接触、剥皮作業や調理による。その他の動物では、齧歯類、猫、熊など。自然界ではダニと野ウサギ、野生齧歯類との間で感染が成立しているため保菌したダニ等の節足動物の刺咬により感染する場合もある。

■ 予防

- 流行地では死体を含めて感染野ウサギや野生齧歯類との接触を避ける。
- 衣服や忌避剤によりダニ等の昆虫の刺咬を防ぐ。野生動物を調理する際には直接触れない。また十分に加熱する。



野兔病

レプトスピラ症

■ 病気の特徴(症状)

5~14日の潜伏期の後に、38~40℃の発熱、悪寒、頭痛、筋肉痛、結膜充血などの初期症状で発病する。重症の場合は、発病後5~8日目に黄疸、出血、腎機能障害などの症状が認められる。

■ 感染経路・感染状況

保菌動物(ネズミなど)の尿中に菌が排出される。感染動物の尿に触れたり、尿に汚染された水や土などから経皮的または経口的に感染する。全国で散発的に発生しているが、地域によって集団発生も報告されている。

■ 予防

- ネズミの駆除などのレプトスピラ保菌動物への対策や衛生環境の改善。
- 感染の可能性のある動物と接触する場合は手袋やゴーグルなどを着用。



■ 病気の特徴(症状)

突然の発熱(39℃以上)、頭痛、筋肉痛、時に消化器症状、発疹。通常、1週間以内に回復するが、その後倦怠感が残ることも多い。感染者の約1%未満が、重篤な症状として脳炎、髄膜炎、麻痺、昏睡などを示す。感染者の約80%は不顕性感染。

■ 感染経路・感染状況

ウエストナイルウイルスは鳥と蚊の感染サイクルで維持され、感染蚊に刺されることにより感染する。媒介蚊はイエ蚊、ヤブ蚊等である。人から人への感染はない。日本では米国で感染し、帰国した人が国内で発症した事例がある。

■ 予防

- 流行地域では蚊除け剤の使用や、長袖・長ズボンを着用して素肌を露出させないなど、蚊に刺されないようにする。



ウエストナイル熱

■ 病気の特徴(症状)

突然の発熱(38℃以上)で発症、咳が必ず出て、痰を伴う。全身けん怠感・食欲不振・筋肉痛・関節痛・頭痛などのインフルエンザのような症状。重症になると呼吸困難・意識障害などを起こし、診断が遅れると死亡する場合もある。

■ 感染経路・感染状況

インコ、オウム、ハト等の糞に含まれる菌を吸い込んだり、口移しでエサを与えることによって感染する。平成17年、我が国の動物展示施設で従業員の集団感染があった。

■ 予防

- 鳥を飼うときは、羽や糞が残らないよう常に清潔にする。
- 鳥の世話をした後は、手洗い、うがいをする。
- 口移しでエサを与えないなど、節度ある接し方が大切。
- 鳥を飼っている人が治りにくい咳や息苦しさなどの症状を感じたらオウム病を疑って受診し、鳥を飼っていることを医師に伝える。鳥が元気がない時、死んだときなどに以上のような症状を感じたら速やかに受診する。
- 信頼のおけるペットショップで健康な鳥を購入する。



オウム病

動物由来感染症の種類③

Q熱

■ 病気の特徴(症状)

感染者の約半数は症状が現れない。軽度の呼吸器症状で治ることも多いが、急性型では、インフルエンザに似た症状で、悪寒を伴う急激な発熱(38~40℃)、頭痛、眼球後部痛、筋肉痛、食欲不振、全身けん怠感など。肺炎症状、肝機能障害なども見られ、心内膜炎に移行する等の重症例もある。多くは2週間程度で自然治癒し、死亡例はまれである。

■ 感染経路・感染状況

野生動物、家畜、ペットなどが感染している場合がある。感染した動物の尿や糞、羊水、獣皮や毛皮類などに含まれる病原体を吸い込んで、経気道感染することが最も多い。また殺菌されていない牛乳(未殺菌乳)を飲んだり、感染した動物の肉を食べることも感染する。ダニが病原体を媒介することもある。



■ 予防

- 野山では長袖を着用するなど肌の露出をさけ、虫よけ剤を塗る。
- 未殺菌乳を飲まない。

■ 病気の特徴(症状)

通常は咬まれたりした場所が赤くはれたりするだけの軽症であるが、まれに蜂窩織炎や、傷が深い場合には骨髓炎になったりすることもある。

■ 感染経路・感染状況

犬や猫の口の中にふつうに見られる細菌で、厚生労働省の調査では、犬の75%、猫の97%の口の中、また猫のつめの20%に菌が見られる。人がかかる場合の約半数は犬、猫の咬み傷、かき傷による。最近の調査によれば、鼻や口などからの呼吸器感染も報告されている。

■ 予防

- 犬や猫に咬まれたりひっかかれたりしないように注意し、傷を受けた場合は、流水でよく洗う。

■ 病気の特徴(症状)

感染した人の多くが胃腸炎症状を呈するが、無症状のこともある。まれに菌血症、敗血症、髄膜炎などの重症となり、ひどい場合には死亡することもある

■ 感染経路・感染状況

通常サルモネラ症は汚染された食品を介して感染するが、爬虫類などの動物との接触を通じて感染することもある。国内外の文献によると、カメなどの爬虫類の50~90%が菌を保有している。日本でも子供がペットのミドリガメから感染し重症となった事例がある。

■ 予防

- 飼育環境を清潔に保ち、世話をした後には石けん等を使って十分に手を洗う。
- 乳幼児のいる家庭での爬虫類の飼育は控える。
- 飼育水を交換する場合は、排水により周囲が汚染されないように注意する。
- 免疫機能の低い人(新生児や乳児、お年寄りなど)がいる家では飼育を避ける。

パストレラ症

サルモネラ症

厚生労働省の対応

健康局 結核感染症課では、動物由来感染症について以下のような対応を行っています。

一般の方、専門家の方への情報提供

● ホームページ

「動物由来感染症を知っていますか？」

<http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/>

病気のこと、わが国や外国で発生していること、予防対策のこと、法律のことなどについて説明しています。

「厚生労働省」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou.html>

厚生労働省の取り組みや制度のことなどについて説明しています。また、各種通知やガイドライン、「わが国への動物の輸入状況」、「飼い犬の登録予防注射の状況、動物由来感染症の発生動向」などの統計情報も紹介しています。

- 動物由来感染症ハンドブック
- 動物由来感染症実務ハントブック
- ウエストナイル熱リーフレット

専門家の方への対応ガイドラインの提供

- 狂犬病対応ガイドライン2001
- 身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン
- 動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン
- ウエストナイル熱の媒介蚊対策に関するガイドライン
- 犬のエキノコックス症対策ガイドライン2004
- サルの細菌性赤痢対策ガイドライン
- 愛玩動物の衛生管理の徹底に関するガイドライン2006

その他の対応

動物のサーベイランス情報の収集としてウエストナイル熱対策のためのカラスのスポットサーベイランス、その他補助事業や研究などを行っています。